

第1 概説

独占禁止法第4章は、事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立等の禁止（同法第9条）及び銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有の制限（同法第11条）について規定しているほか、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合及び不公正な取引方法による場合の会社等の株式取得・所有、役員兼任、合併、分割、共同株式移転及び事業譲受け等の禁止並びに一定の条件を満たす企業結合についての届出義務（同法第10条及び第13条から第16条まで）を規定している。公正取引委員会は、これらの規定に従い、企業結合審査を行っている。個別事案の審査に当たっては、必要に応じ経済分析を積極的に活用している。

また、公正取引委員会は、いわゆる第2次審査を行って排除措置命令を行わない旨の通知をした場合等について、当該審査結果を公表するほか、届出を受理した事案等のうち、企業結合を計画している事業者の参考に資すると思われる事案については、一定の取引分野の画定の考え方や独占禁止法上の判断の理由等についてできるだけ詳細に記載し、その内容を公表している。

第2 独占禁止法第9条の規定による報告・届出

独占禁止法第9条第1項及び第2項の規定は、他の国内の会社の株式を取得し、又は所有することにより事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立・転化を禁止しており、当該会社及び子会社（注）の総資産合計額が、①持株会社については6000億円、②銀行業、保険業又は第一種金融商品取引業を営む会社（持株会社を除く。）については8兆円、③一般事業会社（①及び②以外の会社）については2兆円を超える場合には、(i)毎事業年度終了後3か月以内に当該会社及び子会社の事業報告書を提出すること（同法第9条第4項）、(ii)当該会社の新設について設立後30日以内に届け出ること（同法第9条第7項）と義務付けている。

平成29年度において、同法第9条第4項の規定に基づき提出された会社の事業報告書の件数は105件であり、同法第9条第7項の規定に基づく会社設立届出書の提出はなかった。

（注）会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の国内の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の国内の会社は、当該会社の子会社とみなす。

第3 銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有

独占禁止法第11条第1項の規定では、銀行業又は保険業を営む会社が他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の5%（保険会社は10%）を超えて取得・保有してはならないとされている。ただし、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けるなど一定の要件を満たした場合は、同項の規定の適用を受けない（同条第1項ただし書、第2項）。

平成29年度において、公正取引委員会が認可した銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有の件数は1件であり、同法第11条第2項の規定に基づくものであり、銀行業を営む会社に係るものであった。また、外国会社に係るものはなかった（銀行又は保険会社の議決権取得・保有の制限に係る認可についての詳細は、附属資料4－1表参照）。

第4 株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等

1 概要

- (1) 一定の条件を満たす会社が、株式取得、合併、分割、共同株式移転及び事業譲受け等（以下「企業結合」という。）を行う場合には、それぞれ独占禁止法第10条第2項、第15条第2項、第15条の2第2項及び第3項、第15条の3第2項又は第16条第2項の規定により、公正取引委員会に企業結合に関する計画を届け出ることが義務付けられている（ただし、合併等をしようとする全ての会社が同一の企業結合集団に属する場合等については届出が不要である。）。

企業結合に関する計画の届出が必要な場合は、具体的には次のとおりである。

ア 株式取得の場合

国内売上高合計額が200億円を超える会社が、他の会社であって、その国内売上高と子会社（注1）の国内売上高を合計した額が50億円を超える会社の株式を取得する場合において、当該会社の属する企業結合集団に属する会社が所有することとなる株式に係る議決権の数の割合が20%又は50%を超えることとなる場合（注2）

（注1）会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等をいう。

（注2）ただし、あらかじめ届出を行うことが困難である場合として公正取引委員会規則で定める場合は、届出が不要である。

イ 合併の場合

国内売上高合計額200億円超の会社と国内売上高合計額50億円超の会社の場合

ウ 共同新設分割の場合

国内売上高合計額200億円超の全部承継会社と国内売上高合計額50億円超の全部承継会社の場合

国内売上高合計額200億円超の全部承継会社と承継対象部分に係る国内売上高が30億円超の重要部分承継会社の場合
--

承継対象部分に係る国内売上高が100億円超の重要部分承継会社と国内売上高合計額50億円超の全部承継会社の場合
--

承継対象部分に係る国内売上高が100億円超の重要部分承継会社と承継対象部分に係る国内売上高が30億円超の重要部分承継会社の場合

エ 吸収分割の場合

国内売上高合計額200億円超の全部承継会社と国内売上高合計額50億円超の被承継会社の場合
--

国内売上高合計額50億円超の全部承継会社と国内売上高合計額200億円超の被承継会社の場合
--

承継対象部分に係る国内売上高が100億円超の重要部分承継会社と国内売上高合計額50億円超の被承継会社の場合

円超の被承継会社の場合

承継対象部分に係る国内売上高が30億円超の重要部分承継会社と国内売上高合計額200億円超の被承継会社の場合

オ 共同株式移転の場合

国内売上高合計額200億円超の会社と国内売上高合計額50億円超の会社の場合

カ 事業譲受け等の場合

国内売上高合計額200億円超の譲受会社と国内売上高30億円超の全部譲渡会社の場合
--

国内売上高合計額200億円超の譲受会社と対象部分の国内売上高が30億円超の重要部分譲渡会社の場合
--

(2) 平成29年度において、独占禁止法第10条第2項等の規定に基づく企業結合に関する計画の届出を受理した件数は306件であった。

(3) 公正取引委員会は、企業結合により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるかについて調査を行っている。

平成29年度に届出を受理した306件のうち、届出受理の日から独占禁止法第10条第9項（第15条第3項、第15条の2第4項、第15条の3第3項及び第16条第3項の規定により準用する場合を含む。）に規定する報告等の要請を行う日の前日まで（報告等の要請を行わない場合は、排除措置命令を行わない旨の通知を行う日まで）の期間に行う第1次審査で終了した件数は299件、第1次審査終了前に取下げがあった件数は6件、報告等の要請を行う日から排除措置命令前の通知を行う日まで（同通知をしない場合は、排除措置命令を行わない旨の通知を行う日まで）の期間に行う第2次審査に移行した件数は1件であった。

平成29年度に届出を受理した306件のうち、同法第10条第8項ただし書（第15条第3項、第15条の2第4項、第15条の3第3項及び第16条第3項の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、企業結合をしてはならない期間を短縮した件数は193件であった。

(4) 平成29年度において、独占禁止法第10条第1項、第15条第1項、第15条の2第1項、第15条の3第1項又は第16条第1項の規定に違反するとして、同法第17条の2第1項の規定に基づき排除措置命令を行ったものはなかった。

(5) 平成29年度において、第2次審査が終了したもののうち届出会社が一定の適切な措置（問題解消措置）を講じることを前提に独占禁止法上の問題はないと判断したものはなかった。

(6) 平成29年度において、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第28条第1項の規定に基づく協議を受けた件数は3件であった。

第1表 過去3年度に受理した届出の処理状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第1次審査で終了したもの	281	308	299
うち禁止期間の短縮を行ったもの	(145)	(171)	(193)
第1次審査終了前に取下げがあったもの	8	8	6
第2次審査に移行したもの	6	3	1
合計	295	319	306

第2表 過去3年度における第2次審査の処理状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第2次審査で終了した件数	4	3	1
うち問題解消措置を前提に問題なしとした件数	1	3	0
排除措置命令を行った件数	0	0	0

(注) 当該年度に受理したか否かにかかわらず，当該年度において処理したものについて記載している。

2 株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等の動向

平成29年度における株式取得の届出受理件数は，259件であり，前年度の届出受理件数250件に比べ増加している（対前年度比3.6%増）。

平成29年度における合併の届出受理件数は，9件であり，前年度の届出受理件数26件に比べ減少している（対前年度比65.4%減）。

平成29年度における分割の届出受理件数は，13件であり，前年度の届出受理件数16件に比べ減少している（対前年度比18.8%減）。

平成29年度における共同株式移転の届出受理件数は，3件であり，前年度の届出受理件数3件と同じであった。

平成29年度における事業譲受け等の届出受理件数は，22件であり，前年度の届出受理件数24件に比べ減少している（対前年度比8.3%減）。

平成29年度に届出を受理した企業結合を国内売上高合計額別，総資産額別，態様別，業種別及び形態別でみると，次のとおりである（第3表から第14表。企業結合の詳細な統計については，附属資料4－2以下参照）。

(1) 国内売上高合計額別

平成29年度の企業結合に関する計画の届出受理件数について，それぞれ国内売上高合計額別にみると，次のとおりである。

ア 株式取得

株式取得会社の国内売上高合計額が5000億円未満の会社による株式取得が過半を占めている（第3表参照）。

イ 合併

存続会社の国内売上高合計額が500億円未満の会社による合併が過半を占めている（第5表参照）。

ウ 分割

(7) 共同新設分割

共同新設分割に係る届出はなかった。

(4) 吸収分割

事業を承継する会社の国内売上高合計額が5000億円未満のものが過半を占めている（第7表参照）。

エ 共同株式移転

共同株式移転をする会社のうち、国内売上高合計額が最も大きい会社の国内売上高合計額が1000億円未満の会社による共同株式移転が過半を占めている（第9表参照）。

オ 事業譲受け等

譲受会社の国内売上高合計額が5000億円未満の会社による事業譲受け等が過半を占めている（第11表参照）。

(2) 総資産額別

平成29年度の企業結合に関する計画の届出受理件数について、それぞれ総資産の規模別にみると、次のとおりである。

ア 株式取得

総資産額が1000億円以上の会社による株式取得が過半を占めている（第4表参照）。

イ 合併

存続会社の総資産額が1000億円以上の会社による合併が過半を占めている（第6表参照）。

ウ 分割

(7) 共同新設分割

共同新設分割に係る届出はなかった。

(4) 吸収分割

事業を承継する会社の総資産額が10億円未満の吸収分割が過半を占めている（第8表参照）。

エ 共同株式移転

共同株式移転をする会社のうち、総資産額が最も大きい会社の総資産額が1000億円以上の会社を含む共同株式移転が全てである（第10表参照）。

オ 事業譲受け等

事業を譲り受ける会社の総資産額が10億円未満の会社による事業譲受け等が過半を占めている（第12表参照）。

(3) 態様別

平成29年度の企業結合に関する計画の届出受理件数を態様別にみると、合併については、総数9件の全てが吸収合併であった。分割については、総数13件の全てが吸収分割であった。また、事業譲受け等については、総数22件のうち、16件が事業の譲受け（全体の73%）、6件が事業上の固定資産の譲受け（同27%）であった。

(4) 業種別

平成29年度の企業結合に関する計画の届出受理件数を業種別にみると、次のとおりである（第13表参照）。

ア 株式取得

その他を除けば、卸・小売業が56件（全体の21.6%）と最も多く、以下、製造業が39件（同15.1%）、運輸・通信・倉庫業が28件（同10.8%）と続いている。

製造業の中では、機械業が20件と多くなっている。

イ 合併

製造業及び卸・小売業が各3件（全体の33.3%）と最も多く、以下、金融・保険業が2件（同22.2%）と続いている。

製造業の中では、機械業が2件と多くなっている。

ウ 分割

卸・小売業が5件（全体の38.5%）と最も多く、以下、電気・ガス・熱供給・水道業及びその他が各2件（同15.4%）と続いている。

エ 共同株式移転

3件全てが金融・保険業であった。

オ 事業譲受け等

その他を除けば、卸・小売業が5件（全体の22.7%）と最も多く、以下、製造業が4件（同18.2%）と続いている。

製造業の中では、機械業が3件と多くなっている。

(5) 形態別

平成29年度の企業結合の形態別（注）の件数は、次のとおりである（第14表参照）。

なお、形態別の件数については、複数の形態に該当する企業結合の場合、該当する形態を全て集計している。そのため、件数の合計は企業結合に関する計画の届出受理件数と必ずしも一致しない。

（注）企業結合の形態の定義については、附属資料4－2(3)参照。

ア 株式取得

水平関係が146件（全体の56.4%）と最も多く、以下、垂直関係（前進）が78件（同30.1%）、混合関係（地域拡大）が62件（同23.9%）と続いている。

イ 合併

水平関係が7件（全体の77.8%）と最も多く、以下、垂直関係（前進）が3件（同33.3%）、垂直関係（後進）及び混合関係（商品拡大）が各1件（同11.1%）と続いている。

ウ 分割

共同新設分割に係る届出はなかった。

吸収分割に係る届出については、水平関係が6件（全体の46.2%）と最も多く、以下、垂直関係（前進）が4件（同30.8%）、垂直関係（後進）及び混合関係（地域拡大）が各3件（同23.1%）と続いている。

エ 共同株式移転

3件全てが水平関係であった。

オ 事業譲受け等

水平関係が17件（全体の77.3%）と最も多く、以下、垂直関係（後進）が5件（同22.7%）、垂直関係（前進）及び混合関係（地域拡大）が各4件（同18.2%）と続いている。

第3表 国内売上高合計額別株式取得届出受理件数

株式発行会社の 国内売上高 合計額 株式取得 会社の国内 売上高合計額	50億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
200億円以上 500億円未満	28	9	1	0	0	38
500億円以上 1000億円未満	32	5	1	2	0	40
1000億円以上 5000億円未満	49	16	8	6	0	79
5000億円以上 1兆円未満	15	9	7	1	2	34
1兆円以上 5兆円未満	30	10	5	14	1	60
5兆円以上	4	2	0	2	0	8
合計	158	51	22	25	3	259

第4表 総資産額別株式取得届出受理件数

株式発行会社の 総資産額 株式取得 会社の総資産額	10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円 以上 100億円 未満	100億円 以上 500億円 未満	500億円 以上 1000億円 未満	1000億円 以上	合計
10億円未満	6	12	9	12	1	11	51
10億円以上 50億円未満	1	1	1	1	0	0	4
50億円以上 100億円未満	0	2	0	0	0	0	2
100億円以上 500億円未満	2	23	11	11	1	0	48
500億円以上 1000億円未満	0	9	6	3	1	2	21
1000億円以上	17	17	25	46	5	20	130
合計	26	64	52	73	8	33	256

(注) このほか、株式発行会社の総資産額が未定のものが3件存在する。

第5表 国内売上高合計額別合併届出受理件数

消滅会社の 国内売上高 合計額 存続会社 の国内売上 高合計額	50億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
50億円以上 200億円未満	0	0	0	2	2	4
200億円以上 500億円未満	0	1	0	0	0	1
500億円以上 1000億円未満	0	1	0	0	1	2
1000億円以上 5000億円未満	0	0	0	0	0	0
5000億円以上 1兆円未満	0	0	0	0	0	0
1兆円以上 5兆円未満	0	0	0	1	1	2
5兆円以上	0	0	0	0	0	0
合計	0	2	0	3	4	9

(注) 3社以上の合併，すなわち消滅会社が2社以上である場合には，国内売上高合計額が最も大きい消滅会社を基準とする。

第6表 総資産額別合併届出受理件数

消滅会社の 総資産額 存続会社 の総資産額	10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円 以上 100億円 未満	100億円 以上 500億円 未満	500億円 以上 1000億円 未満	1000億円 以上	合計
10億円未満	1	0	0	0	0	0	1
10億円以上 50億円未満	0	2	0	0	0	0	2
50億円以上 100億円未満	0	0	0	0	0	0	0
100億円以上 500億円未満	0	1	0	0	0	0	1
500億円以上 1000億円未満	0	0	0	0	0	0	0
1000億円以上	3	1	0	1	0	0	5
合計	4	4	0	1	0	0	9

(注) 3社以上の合併，すなわち消滅会社が2社以上である場合には，総資産額が最も大きい消滅会社を基準とする。

第7表 国内売上高合計額吸収分割届出受理件数

分割する会社の 国内売上高合 計額（又は 分割対象部 分に係る 国内売上 高） 承継する 会社の国内 売上高合計額	30億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
50億円以上 200億円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
200億円以上 500億円未満	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)
500億円以上 1000億円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
1000億円以上 5000億円未満	1 (3)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (1)	1 (6)
5000億円以上 1兆円未満	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (2)
1兆円以上 5兆円未満	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)
5兆円以上	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	1 (8)	0 (0)	0 (3)	0 (0)	0 (1)	1 (12)

(注) () 外は事業の全部を承継する会社に係る国内売上高合計額による件数であり、() 内は事業の重要部分を承継する会社の分割対象部分に係る国内売上高による件数である（内数ではない。）。

第8表 総資産額別吸収分割届出受理件数

分割する会社 の総資産額 承継する 会社の 総資産額	10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円 以上 100億円 未満	100億円 以上 500億円 未満	500億円 以上 1000億円 未満	1000億円 以上	合計
10億円未満	1	2	1	2	1	0	7
10億円以上 50億円未満	0	0	0	1	0	0	1
50億円以上 100億円未満	0	0	0	0	0	0	0
100億円以上 500億円未満	0	0	0	0	0	2	2
500億円以上 1000億円未満	0	0	0	0	0	0	0
1000億円以上	0	0	1	0	0	2	3
合計	1	2	2	3	1	4	13

(注) 2社以上からの吸収分割，すなわち分割する会社が2社以上である場合には，総資産額が最も多い分割する会社を基準とした。

第9表 国内売上高合計額別共同株式移転届出受理件数

株式移転 会社2の 国内売上 高合計額 株式移転 会社1の 国内売上 高合計額	50億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
200億円以上 500億円未満	0	1	0	0	0	1
500億円以上 1000億円未満	0	0	1	0	0	1
1000億円以上 5000億円未満	0	0	0	0	0	0
5000億円以上 1兆円未満	0	0	0	0	0	0
1兆円以上 5兆円未満	0	0	0	0	1	1
5兆円以上	0	0	0	0	0	0
合計	0	1	1	0	1	3

(注) 共同株式移転をする会社のうち，国内売上高合計額が最も大きい会社を「株式移転会社1」，その次に大きい会社を「株式移転会社2」とした。

第10表 総資産額別共同株式移転届出受理件数

株式移転会社2 の総資産額 株式移転 会社1の 総資産額	10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円 以上 100億円 未満	100億円 以上 500億円 未満	500億円 以上 1000億円 未満	1000億円 以上	合計
10億円未満	0	0	0	0	0	0	0
10億円以上 50億円未満	0	0	0	0	0	0	0
50億円以上 100億円未満	0	0	0	0	0	0	0
100億円以上 500億円未満	0	0	0	0	0	0	0
500億円以上 1000億円未満	0	0	0	0	0	0	0
1000億円以上	0	0	0	0	0	3	3
合計	0	0	0	0	0	3	3

(注) 共同株式移転をする会社のうち、総資産額が最も大きいものを「株式移転会社1」、その次に大きいものを「株式移転会社2」とした。

第11表 国内売上高合計額別事業譲受け等届出受理件数

譲受け対象部分 に係る国内 売上高 譲受 会社の国内 売上高合計額	30億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
200億円以上 500億円未満	6	0	0	0	0	6
500億円以上 1000億円未満	1	0	0	0	0	1
1000億円以上 5000億円未満	11	0	1	1	0	13
5000億円以上 1兆円未満	0	0	0	0	0	0
1兆円以上 5兆円未満	1	0	1	0	0	2
5兆円以上	0	0	0	0	0	0
合計	19	0	2	1	0	22

(注) 2社以上からの事業譲受け等、すなわち譲渡会社が2社以上である場合には、譲受け対象部分に係る国内売上高が最も大きい譲渡会社を基準とする。

第12表 総資産額別事業譲受け等届出受理件数

譲渡会社の 総資産額 譲受会社の 総資産額	10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円 以上 100億円 未満	100億円 以上 500億円 未満	500億円 以上 1000億円 未満	1000億円 以上	合計
10億円未満	0	3	1	0	3	5	12
10億円以上 50億円未満	0	1	0	0	0	0	1
50億円以上 100億円未満	0	0	0	0	0	0	0
100億円以上 500億円未満	0	1	1	2	1	0	5
500億円以上 1000億円未満	0	0	0	1	0	0	1
1000億円以上	0	1	0	0	0	2	3
合計	0	6	2	3	4	7	22

(注) 2社以上からの事業譲受け等，すなわち譲渡会社が2社以上である場合には，総資産額が最も大きい譲渡会社を基準とする。

第13表 業種別届出受理件数

業種別	株式取得	合併	分割	共同株式移転	事業譲受け等	合計
農林・水産業	1	0	0	0	0	1
鉱業	0	0	0	0	0	0
建設業	9	0	0	0	0	9
製造業	39	3	1	0	4	47
食料品	1	0	0	0	0	1
繊維	0	0	0	0	0	0
木材・木製品	0	0	0	0	0	0
紙・パルプ	0	0	0	0	0	0
出版・印刷	0	0	0	0	0	0
化学・石油・石炭	4	0	0	0	0	4
ゴム・皮革	1	0	0	0	0	1
窯業・土石	0	0	0	0	0	0
鉄鋼	4	0	1	0	0	5
非鉄金属	2	0	0	0	0	2
金属製品	2	0	0	0	0	2
機械	20	2	0	0	3	25
その他製造業	5	1	0	0	1	7
卸・小売業	56	3	5	0	5	69
不動産業	2	0	1	0	0	3
運輸・通信・倉庫業	28	0	1	0	3	32
サービス業	20	0	1	0	2	23
金融・保険業	19	2	0	3	0	24
電気・ガス 熱供給・水道業	2	0	2	0	0	4
その他	83	1	2	0	8	94
合 計	259	9	13	3	22	306

(注) 業種は，株式取得の場合には株式を取得した会社の業種に，合併の場合には合併後の存続会社の業種に，分割の場合には国内売上高合計額が最も大きい分割する会社又は事業を承継した会社の業種に，共同株式移転の場合には新設会社の業種に，事業譲受け等の場合には事業等を譲り受けた会社の業種によった。

第14表 形態別届出受理件数

形態別		株式取得	合併	共同新設分割	吸収分割	共同株式移転	事業譲受け等
水平関係		146	7	0	6	3	17
垂直関係	前進	78	3	0	4	0	4
	後進	47	1	0	3	0	5
混合関係	地域拡大	62	0	0	3	0	4
	商品拡大	38	1	0	1	0	0
	純粋	33	0	0	2	0	0
届出受理件数		259	9	0	13	3	22

(注) 形態別の件数については、複数の形態に該当する企業結合の場合、該当する形態を全て集計している。そのため、形態別の件数の合計は、届出受理件数と必ずしも一致しない。

第5 主要な事例

公正取引委員会は、平成29年12月に㈱第四銀行（以下「第四銀行」という。）及び㈱北越銀行（以下「北越銀行」という。）による共同株式移転について、審査結果を公表している。

第四銀行及び北越銀行による共同株式移転は、平成29年度中に届出を受理し、かつ、第2次審査に移行したものである。

事例の概要等は以下のとおりである。

事例 第四銀行及び北越銀行による共同株式移転

1 本件の概要

本件は、当事会社が、共同株式移転の方法により、両者の事業を統合すること（以下「本件統合」という。）を計画しているものである。

関係法条は、独占禁止法第15条の3である。

2 本件審査の経緯及び審査結果の概要

(1) 本件審査の経緯

当事会社は、平成29年3月以降、本件統合が競争を実質的に制限することとはならないと考える旨の意見書及び資料を自主的に公正取引委員会に提出し、当委員会は、当事会社の求めに応じて、当事会社との間で数次にわたり会合を持った。その後、同年6月20日に当事会社から、独占禁止法の規定に基づき本件統合に係る共同株式移転の計画届出書が提出されたため、当委員会はこれを受理し、第1次審査を開始した。当委員会は、前記計画届出書その他の当事会社から提出された資料のほか、競争事業者、需要者等に対するヒアリングの結果等を踏まえつつ、第1次審査を進めた結果、より詳細な審査が必要であると認められたことから、同年7月19日に当事会社に対し

報告等の要請を行い、第2次審査を開始するとともに、同日、第2次審査を開始したこと及び第三者からの意見書を受け付けることを公表した。

第2次審査において、当委員会は、当事会社の求めに応じて、当事会社との間で数次にわたり会合を持ち、論点等の説明及び議論を行った。また、当事会社から順次提出された報告等のほか、競争事業者、需要者等に対するヒアリング及び需要者アンケート（注1）の結果等を踏まえて、本件統合が競争に与える影響について審査を進めた。

なお、当事会社に対する報告等の要請については、平成29年12月6日に提出された報告等をもって、全ての報告等が提出された。

（注1）新潟県における需要者の実際の借入状況や金融機関の利用に関する認識等を広く把握するため、新潟県に所在する需要者のうち約6,900社に対しアンケート調査を実施した（有効回答率は約50%）。

（2）審査結果の概要

公正取引委員会は、当事会社グループが競合関係に立つ取引分野のうち、特に、本件統合による競争上の影響が最も大きいと考えられる「事業性貸出し」については、本件統合により中小企業を中心とする需要者にとって借入先に係る十分な選択肢が確保できなくなるような状況になり、競争を実質的に制限することとなるかどうかという観点から、重点的に審査を行った。その結果、後記3及び4に詳述のとおり、本件統合により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

なお、非事業性貸出しや預金等、事業性貸出し以外の取引分野については、当事会社に対する牽制力として機能する競争事業者が複数存在する等の事情が認められることから、いずれも本件統合により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

3 事業性貸出しに係る一定の取引分野

（1）役務範囲

ア 事業性貸出しと非事業性貸出し

当事会社を含む金融機関が行う資金の貸付け等のいわゆる貸出業務は、事業者を対象とする事業性貸出しと一般消費者を対象とする非事業性貸出しとに大別される。事業性貸出しは事業者が運転資金や設備資金等の事業に必要な資金を調達するものであるのに対し、非事業性貸出しは一般消費者が住宅や教育等の消費生活に必要な資金を調達するものであり、両者は需要者が異なるとともに用途が異なる。このため、両者は需要者にとっての代替性が認められない。

また、事業性貸出しは個々の需要者の事業や財務の状況等に応じて貸出条件を設定する必要があるため、金融機関には定期的に事業者を訪問しながら信用状況に係る情報等を収集、評価し、貸出条件に反映させるための専門性のほか、拠点となる店舗や一定規模の営業人員が必要となる。一方、非事業性貸出しはあらかじめ一定の貸出条件が設定され、貸出審査を保証会社による審査に依拠する場合も多いため、事業性貸出しに求められるような専門性や店舗、人員等の体制までは必要とならな

い。このため、両者は供給者にとっての代替性も限定的である。

したがって、「事業性貸出し」及び「非事業性貸出し」は、それぞれ別の役務範囲として画定した。

イ 事業性貸出しの役務範囲

当事会社は、地方銀行であり、大企業・中堅企業、中小企業（注2）及び地方公共団体に対して事業性貸出しを行っているが、これら需要者は、その事業規模、事業を展開する範囲、事業の性質等が異なるため、借入金額や取引方法等が異なる。また、借入先である金融機関の業態によって貸出対象者に係る制限が異なることから、取引を行う金融機関が異なる。このように、事業性貸出しについては、取引の相手方によって取引の実態が異なっているため、「大企業・中堅企業向け貸出し」、「中小企業向け貸出し」及び「地方公共団体向け貸出し」を別の役務範囲として画定した。

新潟県における大企業・中堅企業向け貸出しの市場規模は約4千億円、中小企業向け貸出しの市場規模は約2兆5千億円、地方公共団体向け貸出しの市場規模は約1兆3千億円である。

前記3つの役務範囲のうち、地方公共団体向け貸出しについては、新潟県においては基本的に入札や公募の手続により借入先の金融機関が選択されており、本件統合後も当事会社を含む複数の金融機関の間で従前どおりの競争が行われると認められることから、本件統合により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。以下、大企業・中堅企業向け貸出し及び中小企業向け貸出しについて詳述する。

（注2）中小企業基本法第2条第1項の規定を踏まえ、製造業等については資本金の額等が3億円以下又は従業員数が300人以下、卸売業については資本金の額等が1億円以下又は従業員数が100人以下、サービス業については資本金の額等が5千万円以下又は従業員数が100人以下、小売業については資本金の額等が5千万円以下又は従業員数が50人以下の会社等を「中小企業」とし、これに該当しない会社等を「大企業・中堅企業」とした。

ウ 競争事業者の範囲

（7）大企業・中堅企業向け貸出し

大企業・中堅企業は、事業規模が比較的大きく、多額の資金を必要とすることから、借入金額が比較的大きい傾向にある。この点、銀行については、貸出対象者の規模、業種等に関する法令上の制限がなく、大口信用供与規制による貸出限度額も大きいため、大企業・中堅企業は、各銀行を代替的な借入先とすることが可能である（注3）。

一方、農業協同組合等（以下「農協等」という。）については、法令等により、基本的に貸出対象者が農業者等に限られている。(株)日本政策投資銀行（以下「DBJ」という。）については、長期かつ多額の事業資金を必要とする場合に、民間金融機関からの資金調達を補完する目的で利用されている。このため、大企業・中堅企業が、農協等及びDBJを代替的な借入先とすることができる場合は限られている。

また、信用金庫、信用組合、^(ホ)商工組合中央金庫（以下「商工中金」という。）及び^(ロ)日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）については、法令等により、貸出対象者が基本的に中小企業に限られていることから、大企業・中堅企業は、これらの金融機関を代替的な借入先とすることができない。

さらに、後記(イ)の中小企業向け貸出しを含め、いわゆるフィンテック企業やクラウドファンディングによるもの等、従来の金融機関からの借入れ以外の新たな方法による借入れの実績は確認できず、当面競争圧力として働くほど増加することも見込まれない。

したがって、大企業・中堅企業向け貸出しの競争事業者の範囲は銀行とし、農協等及びDBJについては、隣接市場からの競争圧力として検討を行った。

（注3）新潟県内においては、インターネットや電話等の通信端末を介した取引を中心とする、いわゆるネット銀行による後記(イ)の中小企業向け貸出しを含む事業性貸出しの実績は確認できなかった。

(イ) 中小企業向け貸出し

中小企業は、事業規模が比較的小さく、借入金額も比較的小さい傾向にある。この点、銀行のほか信用金庫及び信用組合についても中小企業は貸出対象者となるため、中小企業は、銀行、信用金庫及び信用組合を代替的な借入先とすることが可能である。

一方、農協等は、前記(ア)のとおり、貸出対象者が基本的に農業者等に限られている。また、商工中金及び日本公庫は、政府系金融機関として、法令等に基づき、基本的に民業補完の観点から民間金融機関から借り入れることが困難な事業者を貸出対象としており、需要者も、資金需要の性質に応じて民間金融機関とこれらの政府系金融機関を使い分けている。このため、中小企業が、農協等、商工中金及び日本公庫を代替的な借入先とすることができる場合は限られている。

したがって、中小企業向け貸出しの競争事業者の範囲は銀行、信用金庫及び信用組合とし、農協等、商工中金及び日本公庫については、隣接市場からの競争圧力として検討を行った。

(2) 地理的範囲

当事会社は、大企業・中堅企業向け貸出しと中小企業向け貸出しを分けず、地理的範囲を「新潟県」として画定することが適当と主張し、より詳細に地域を分けて審査を行う場合には、需要者が経済活動等を行う範囲の実態を踏まえて、「村上」、「新潟」、「三条」、「長岡」、「柏崎」、「十日町」、「魚沼」、「上越」、「糸魚川」及び「佐渡」という10の経済圏に分けることも考えられると説明した。この点について、公正取引委員会は、大企業・中堅企業向け貸出し及び中小企業向け貸出しそれぞれについて、以下のとおり地理的範囲を画定した。

ア 大企業・中堅企業向け貸出し

新潟県に所在する大企業・中堅企業は、新潟県全域において経済活動を行っている者が多く、需要者アンケートによれば、約4割の大企業・中堅企業が、前記の10の経済圏を越える広い範囲において借入先を探すと回答している。また、供給者である銀行は、新潟県全域において大企業・中堅企業向け貸出しを行うことができる体制や能力を有しており、実際に、大企業・中堅企業向け貸出しについては、新潟県全域を営業範囲としている。

一方、新潟県外に所在する銀行の店舗から借入れを行っている大企業・中堅企業は5%未満にすぎず、県境を越えて競争が行われている実態にはない。

したがって、大企業・中堅企業向け貸出しに係る地理的範囲を「新潟県」として画定した。

イ 中小企業向け貸出し

新潟県に所在する中小企業は、前記の10の経済圏の中で経済活動を行っている者が多く、需要者アンケートによれば、約8割の中小企業が、最も遠くても自己が所在する経済圏内において借入先を探すと回答している。また、供給者である銀行、信用金庫及び信用組合は、貸出金額が比較的小さい中小企業に対しては、営業、与信管理等にかかるコストの観点から、その店舗の所在地を中心として営業活動を行っている。

一方、自己が所在する経済圏の外に所在する銀行、信用金庫又は信用組合の店舗から借入れを行う中小企業は約1割にすぎず、また、新潟県外に所在するこれらの金融機関の店舗から借入れを行う中小企業はほとんど存在しない。

したがって、中小企業向け貸出しに係る地理的範囲については、前記の10の経済圏ごとに画定した。それぞれの経済圏に含まれる市町村は、下表のとおりである。

	経済圏	経済圏に含まれる市町村
1	村上経済圏	村上市、関川村及び粟島浦村
2	新潟経済圏	新潟市、新発田市、五泉市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、田上町及び阿賀町
3	三条経済圏	三条市、加茂市、燕市及び弥彦村
4	長岡経済圏	長岡市、小千谷市、見附市及び出雲崎町
5	柏崎経済圏	柏崎市及び刈羽村
6	十日町経済圏	十日町市及び津南町
7	魚沼経済圏	魚沼市、南魚沼市及び湯沢町
8	上越経済圏	上越市及び妙高市
9	糸魚川経済圏	糸魚川市
10	佐渡経済圏	佐渡市

4 事業性貸出しに係る競争の実質的制限についての検討

(1) 大企業・中堅企業向け貸出し

ア 当事会社の地位及び競争事業者の状況

(7) 市場シェア及び競争の状況

平成28年度における当事会社の新潟県における大企業・中堅企業向け貸出しの合算市場シェアは、下表のとおりであり、水平型企业結合のセーフハーバー基準に該当しない。

【大企業・中堅企業向け貸出しの市場シェア】

順位	金融機関名（注4）	市場シェア（注5）
1	第四銀行	約40%
2	北越銀行	約15%
3	A	約15%
4	B	約10%
5	C	約5%
	その他	約15%
合計		100%
合算市場シェア・順位：約55%・第1位		
統合後のHHI：約3,400		
HHIの増分：約1,300		

（注4）競争事業者については、匿名とするため、任意のアルファベットを用いている。以下同じ。

（注5）37.5%以上42.5%未満を「約40%」とするなど、5%単位で記載している。

このため合計値は必ずしも100になるとは限らない。以下同じ。

本件統合前において、当事会社のほかに13の競争事業者が新潟県に店舗を置いて大企業・中堅企業向け貸出しを行っているが、このうちAは本件統合前の北越銀行と同等の市場シェアを有する。

本件統合後の当事会社の合算市場シェアは約55%で第1位となるが、需要者アンケートによれば、Aや他の一部の銀行について、当事会社と代替的な借入先であるとの回答割合（注6）が高くなっており、大企業・中堅企業はAや他の一部の銀行を当事会社と一定程度代替的な借入先であると認識している。また、新潟県においては、大企業・中堅企業のほとんどが、銀行が積極的に貸出しを行いたいと考える信用度の高い事業者であり、実際、約半数の大企業・中堅企業が、過去3年以内にAや他の一部の銀行から勧誘を受けたとしている。

以上から、Aや他の一部の銀行は本件統合後の当事会社に対する牽制力として機能していくものと認められる。

（注6）第四銀行から借入れを行っている需要者に対し、仮に借入れを行ったときに第四銀行がなかったとした場合、代わりにどの金融機関（北越銀行を含む。）から借入れを行ったと考えられるかについて質問（複数回答可）し、それぞれの金融機関ごとに、全回答者のうち当該金融機関から借入れを行ったと考えられると回答した者の割合を集計したもの（北越銀行から借入れを行っている需要者にも、同様の質問を行った。）

(イ) 競争事業者の供給余力

いずれの競争事業者についても十分な供給余力を有しているほか、競争事業者に対するヒアリングによれば、新潟県内の店舗が少ない競争事業者についても、大企業・中堅企業に対しては新潟県内全域を営業範囲として遠方の需要者にも訪問を行っており、限られた店舗や人員は、大企業・中堅企業向け貸出しを行う上での制約とはならないとのことである。

したがって、競争事業者は、資金面及び体制面において十分な供給余力を有すると認められる。

(ウ) 小括

以上から、競争事業者からの圧力が認められる。

イ 参入

銀行は、既に銀行業に係る免許を有しているため、制度上の参入障壁は存在しない。しかし、競争事業者に対するヒアリングによれば、過去5年間に新潟県内に新たに店舗を設置した銀行はなく、今後、新店舗の設置を予定する銀行も存在しない。このため、参入圧力は認められない。

ウ 隣接市場からの競争圧力

(ア) 地理的隣接市場からの競争圧力

前記3の(2)アのとおり、実際に新潟県外に所在する銀行の店舗から借入れを行う大企業・中堅企業は5%未満にすぎないが、需要者アンケートによれば、約15%の大企業・中堅企業が、仮に貸出条件が悪化した場合に新たな借入先を探す際には、新潟県外に所在する銀行の店舗も含めて借入先を探すと回答している。また、前記ア(7)のとおり、新潟県には銀行が積極的に貸出しを行いたいと考える信用度の高い大企業・中堅企業が多い。

したがって、新潟県外に所在する銀行の店舗から一定程度の競争圧力が働いていると認められる。

(イ) 農協等からの競争圧力

農協等は、法令等による一定の制約はあるものの、新潟県においては、当事会社と競合する大企業・中堅企業にも貸出先を拡大しており、貸出残高も一定規模に及ぶ。

したがって、農協等から一定程度の競争圧力が働いていると認められる。

(ウ) DBJからの競争圧力

DBJは、長期かつ多額の事業資金を必要とする場合に、民間金融機関からの資金調達を補完する目的で利用されているため、DBJによる競争圧力は限定的である。

エ 需要者にとっての取引先変更（注7）の容易性

需要者アンケートによれば、本件統合後に当事会社が金利の引上げを行った場合等に当事会社以外の銀行から借入れを行うことを「検討する」と回答した大企業・中堅企業は約6割と相当程度存在する。この点、当事会社から借入れを行っている

大企業・中堅企業のうち約6割が、実際に当事会社以外の銀行からも借入れを行っており、特にそのような大企業・中堅企業にとっては借入先を当事会社以外の銀行に変更することは比較的容易であると考えられる。また、前記ア(7)のとおり、信用度の高い大企業・中堅企業が多い中で当事会社以外の銀行が相当程度勧誘を行っており、供給余力も十分であることからすると、大企業・中堅企業は、取引先を容易に変更することができると思われる。

(注7) 当事会社からの借入れを減らし、その減らした分について、現に借入実績のある競争事業者からの借入れを増やす場合のほか、現に借入実績のない競争事業者から新たに借り入れる場合を含む。以下同じ。

オ 総括

以上から、需要者にとっての取引先変更の容易性が認められる中、競争事業者からの圧力が認められることに加え、隣接市場からの競争圧力が一定程度認められることからすると、本件統合により、大企業・中堅企業にとって借入先に係る十分な選択肢が確保できなくなるような状況になることはなく、当事会社が、単独行動によって、新潟県における大企業・中堅企業向け貸出しに関する一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと認められる。

また、前記3の(1)アのとおり、事業性貸出しは個々の需要者の事業や財務の状況等に応じて個々の需要者ごとに貸出条件が設定されており、競争事業者の行動を予測することは困難であると考えられることから、本件統合により、当事会社と競争事業者との協調的行動によって、新潟県における大企業・中堅企業向け貸出しに関する一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと認められる。

(2) 中小企業向け貸出し

ア 当事会社の地位及び競争事業者の状況

(7) 市場シェア及び競争の状況

平成28年度における当事会社の各経済圏における中小企業向け貸出しの合算市場シェアは、後記a及びbの各表のとおりであり、いずれの経済圏についても水平型企業結合のセーフハーバー基準に該当しない。

a 本件7経済圏

下表のとおり、「村上」、「三条」、「柏崎」、「十日町」、「魚沼」、「上越」及び「糸魚川」の各経済圏（以下「本件7経済圏」という。）においては、それぞれ、前記1から2の競争事業者（注8）が本件統合前の当事会社の少なくとも一方と同等又はそれ以上の市場シェアを有している。当該競争事業者は、地方銀行の場合もあれば、各経済圏を地盤とする信用金庫や信用組合の場合もある。

本件7経済圏において本件統合後の当事会社の合算市場シェアは約40から55%で第1位となるが、需要者アンケートによれば、中小企業は当該競争事業

者について、当事会社相互間と同等又はそれ以上に当事会社と代替的な借入先であると認識している。加えて、同アンケートによれば、約4から6割の中小企業が過去3年以内に当該競争事業者から勧誘を受けたとしている。以上から、当該競争事業者は、本件統合後においても引き続き当事会社に対する牽制力として機能していくものと認められる。

また、当該競争事業者以外にも一定の市場シェアを有する競争事業者が存在するが、需要者アンケートによれば、これらの競争事業者の中にも当事会社と代替的な借入先であるとの回答割合が高く、相当程度勧誘を行っている者が存在するため、そのような競争事業者も本件統合後の当事会社に対する牽制力として一定程度機能していくものと認められる。

(注8) 村上経済圏のD及びE、三条経済圏のG、柏崎経済圏のJ、十日町経済圏のM、魚沼経済圏のP、上越経済圏のS及びT並びに糸魚川経済圏のV

【村上経済圏】

順位	金融機関名	市場シェア
1	D	約30%
2	第四銀行	約30%
3	E	約10%
4	北越銀行	約10%
5	F	約10%
	その他	約10%
合計		100%
合算市場シェア・順位：約40%・第1位		
統合後のHHI：約2,800		
HHIの増分：約700		

【三条経済圏】

順位	金融機関名	市場シェア
1	第四銀行	約35%
2	G	約20%
3	北越銀行	約15%
4	H	約10%
5	I	約10%
	その他	約10%
合計		100%
合算市場シェア・順位：約45%・第1位		
統合後のHHI：約2,700		
HHIの増分：約800		

【柏崎経済圏】

順位	金融機関名	市場シェア
1	第四銀行	約30%
2	J	約25%
3	北越銀行	約20%
4	K	約15%
5	L	約5%
	その他	約5%
合計		100%
合算市場シェア・順位：約55%・第1位		
統合後のHHI：約3,600		
HHIの増分：約1,400		

【十日町経済圏】

順位	金融機関名	市場シェア
1	第四銀行	約25%
2	M	約25%
3	北越銀行	約25%
4	N	約20%
5	O	約5%
	その他	約5%
合計		100%
合算市場シェア・順位：約50%・第1位		
統合後のHHI：約3,400		
HHIの増分：約1,200		

【魚沼経済圏】

順位	金融機関名	市場シェア
1	第四銀行	約 30%
2	北越銀行	約 20%
3	P	約 15%
4	Q	約 10%
5	R	約 5 %
	その他	約 20%
合計		100%
合算市場シェア・順位：約 50%・第 1 位		
統合後のHH I：約 3, 100		
HH I の増分：約 1, 200		

【上越経済圏】

順位	金融機関名	市場シェア
1	第四銀行	約 35%
2	北越銀行	約 15%
3	S	約 15%
4	T	約 15%
5	U	約 10%
	その他	約 10%
合計		100%
合算市場シェア・順位：約 50%・第 1 位		
統合後のHH I：約 2, 900		
HH I の増分：約 1, 000		

【糸魚川経済圏】

順位	金融機関名	市場シェア
1	北越銀行	約 25%
2	第四銀行	約 25%
3	V	約 25%
4	W	約 10%
5	X	約 5 %
	その他	約 10%
合計		100%
合算市場シェア・順位：約 50%・第 1 位		
統合後のHH I：約 3, 400		
HH I の増分：約 1, 300		

b 本件 3 経済圏

下表のとおり、「新潟」、「長岡」及び「佐渡」の各経済圏（以下「本件 3 経済圏」という。）においては、本件統合前の当事会社の少なくとも一方と同等又はそれ以上の市場シェアを有する競争事業者は存在しないが、新潟経済圏において Y、長岡経済圏において B B 及び C C、佐渡経済圏において E E 及び F F が一定の市場シェアを有する。需要者アンケートによれば、これらの競争事業者は、当事会社と代替的な借入先であるとの回答割合が高くなっており、中には当事会社相互間と同等又はそれ以上に当事会社と代替的な借入先であると認識されている者もいる。また、同アンケートによれば、本件 3 経済圏それぞれにおいて、半数超の中小企業が過去 3 年以内にこれらの競争事業者から勧誘を受けたとしている。

以上から、これらの競争事業者は本件統合後の当事会社に対する牽制力とし

て一定程度機能していくものと認められる。

【新潟経済圏】

順位	金融機関名	市場シェア
1	第四銀行	約 35%
2	北越銀行	約 20%
3	Y	約 15%
4	Z	約 5 %
5	AA	約 5 %
	その他	約 20%
合計		100%
合算市場シェア・順位：約 55%・第 1 位		
統合後のHHI：約 3,500		
HHI の増分：約 1,500		

【長岡経済圏】

順位	金融機関名	市場シェア
1	北越銀行	約 35%
2	第四銀行	約 25%
3	B B	約 15%
4	C C	約 10%
5	D D	約 5 %
	その他	約 10%
合計		100%
合算市場シェア・順位：約 60%・第 1 位		
統合後のHHI：約 4,100		
HHI の増分：約 1,800		

【佐渡経済圏】

順位	金融機関名	市場シェア
1	第四銀行	約 35%
2	北越銀行	約 25%
3	E E	約 20%
4	F F	約 15%
	その他	約 5 %
合計		100%
合算市場シェア・順位：約 60%・第 1 位		
統合後のHHI：約 4,300		
HHI の増分：約 1,800		

(イ) 競争事業者の供給余力

銀行は、いずれも十分な供給余力を有しており、特定の地域において貸出しを行う信用金庫及び信用組合についても、基本的に、各経済圏における当事会社の貸出残高と同等又はそれ以上の供給余力を有している。

また、競争事業者に対するヒアリングによれば、貸出しの増加に当たり体制面においても特段の問題はないとのことである。

したがって、競争事業者は、資金面及び体制面において十分な供給余力を有すると認められる。

(ウ) 小括

以上から、本件 7 経済圏については競争事業者からの圧力が相当程度認められ、本件 3 経済圏については競争事業者からの圧力が一定程度認められる。

イ 参入

前記(1)イと同様に、参入圧力は認められない。

ウ 隣接市場からの競争圧力

(7) 地理的隣接市場からの競争圧力

前記3の(2)イのとおり、実際に自己の所在する経済圏の外に所在する銀行、信用金庫及び信用組合の店舗から借入れを行う中小企業は約1割にすぎないが、需要者アンケートによれば、各経済圏において、約10から30%の中小企業が、仮に貸出条件が悪化した場合に新たな借入先を探す際には、自己の所在する経済圏の外に所在する銀行、信用金庫及び信用組合の店舗も含めて借入先を探すとは回答している。ただし、自己の所在する経済圏の外の経済圏においては、前記ア(7) a 及びbのとおり、当事会社が相当程度の地位を占めているため、自己の所在する経済圏の外に所在する銀行、信用金庫及び信用組合の店舗からの競争圧力は限定的であると認められる。

また、前記3の(2)イのとおり、新潟県外に所在する銀行、信用金庫及び信用組合の店舗から借入れを行う中小企業はほとんど存在せず、需要者アンケートによれば、仮に貸出条件が悪化した場合に新たな借入先を探す際に、新潟県外に所在する銀行、信用金庫及び信用組合の店舗も含めて借入先を探すとは回答した中小企業はほとんど存在しない。したがって、新潟県外に所在する銀行、信用金庫及び信用組合の店舗からの競争圧力が働いているとは認められない。

(i) 農協等からの競争圧力

農協等は、中小企業向け貸出しについては、農業者等以外への貸出実績はほとんどないため、農業者等以外の幅広い事業者を対象とする中小企業向け貸出しに対する競争圧力は限定的である。

(ii) 商工中金及び日本公庫からの競争圧力

前記3の(1)ウ(i)のとおり、商工中金及び日本公庫は、政府系金融機関として、法令等に基づき、基本的に民業補完の観点から民間金融機関から借り入れることが困難な事業者を貸出対象としている。また、他の金融機関に対するヒアリングによれば、これらの政府系金融機関と競合するとしても、設備資金等の一部においてのみであるとのことであった。

この点、第四銀行のデータを用いて、需要者が第四銀行と競合する民間金融機関（銀行、信用金庫及び信用組合）から借入れを行っている場合に第四銀行が当該需要者に提示する金利水準と、需要者が政府系金融機関（商工中金及び日本公庫）から借入れを行っている場合に第四銀行が当該需要者に提示する金利水準に有意な差がみられるのかについて、需要者の信用格付等金利水準に影響を与え得る要因を調整しつつ経済分析を行ったが、後者の金利水準の方が統計的に有意に高いという分析結果が得られた。このことは、第四銀行と民間金融機関の競合の程度と比較すると、第四銀行と政府系金融機関の競合の程度が弱いことを示唆す

るものである。

したがって、商工中金及び日本公庫による競争圧力は限定的である。

エ 需要者にとっての取引先変更の容易性

需要者アンケートによれば、本件統合後に当事会社が金利の引上げを行った場合に当事会社以外の競争事業者から借入れを行うことを「検討しない」と回答した者は約4分の1であるのに対して、「検討する」と回答した者は約半数と一定程度存在し、「検討する」と回答した者の多くが切替先として選択した金融機関は、各経済圏において牽制力となり得る競争事業者である。この点、当事会社から借入れを行っている中小企業のうち約6割が、実際に当事会社以外の競争事業者からも借入れを行っており、特にこのような中小企業にとっては借入先を当事会社以外の競争事業者に変更することは比較的容易であると考えられる。また、前記ア(7) a 及び b のとおり、本件3経済圏を含む各経済圏において競争事業者が相当程度勧誘を行っており、供給余力も十分であることからすると、中小企業は、取引先を一定程度容易に変更することができると認められる。

オ 総括

以上から、各経済圏において需要者にとっての取引先変更の容易性が一定程度認められる中、競争事業者からの圧力が、本件7経済圏については相当程度、本件3経済圏については一定程度認められることからすると、本件統合により、中小企業にとって借入先に係る十分な選択肢が確保できなくなるような状況になることはなく、当事会社が、単独行動によって、各経済圏における中小企業向け貸出しに関する一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと認められる。

また、前記3の(1)アのとおり、事業性貸出しは個々の需要者の事業や財務の状況等に応じて個々の需要者ごとに貸出条件が設定されており、競争事業者の行動を予測することは困難であると考えられることから、本件統合により、当事会社と競争事業者との協調的行動によって、各経済圏における中小企業向け貸出しに関する一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと認められる。

5 結論

以上から、本件統合により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。